

医療機関へのお願い

1. 自立支援医療（更生医療）は事前申請が原則です。身体障害者手帳取得前、および自立支援医療申請前の医療については自立支援医療の対象となりません。必ず、検査・治療（手術）を開始する前に、自立支援医療申請手続きを済ませるよう対象の障害者・家族にご指導願います。
2. 自立支援医療費（更生医療）の支給の範囲は、自立支援受給者証に記載されている医療に限られます。
3. じん臓機能障害に対する自立支援医療（更生医療）の範囲は、原則として人工透析療法、腎移植術及びこれらに伴う医療（シャント部分の炎症・血栓に対する治療、抗免疫療法等）に限られます。また、じん臓機能障害において、入院医療の対象となるのは、意見書の具体的方針2～4、6～9及び人工透析導入です。原則として、これら以外は、治療形態が入院であっても、入院料は自立支援医療（更生医療）の適用とはなりません。
なお、自立支援医療（更生医療）対象疾病で入院治療を行うときの食事療養費については、「自立支援医療費支給認定通則実施要綱」第8（H18.3.3 障発第 0303002 号/厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長/H25.3.15 改正）に準じて取り扱います。
4. 「指定自立支援医療機関は、その診療中の受診者又は受診者の保護者及び当該者に対し支給認定を行った市町村から、自立支援医療機関につき必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。」（指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（H18.2.28 厚生労働省告示第 65 号/H25.4.1 改正））としております。
5. 「医師の意見書は、指定自立支援医療機関において更生医療を主として担当する医師が作成したものである必要があること。」（自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱（自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱（H18.3.3 障発第 0303002 号/H25.3.15 改正））としております。